

職員の懲戒処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和6年度7月定例教育委員会（令和6年7月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

口頭での注意を聞かなかった児童に対して、拳骨で小突いたり、背中を押したりするなどの行為を行うとともに、時には荒い口調で指導するなどの不適切な指導を繰り返し行い、被害児童に精神的な苦痛を負わせた宮崎市の小学校教諭の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、コンプライアンスに関する教員への指導や研修について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、被害児童の現状について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について②

1 審議した会議（開催日）

令和6年度7月定例教育委員会（令和6年7月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり戒告とする案の説明があった。

同僚の女性教員に対して服装や容姿にかかる内容の不適切な発言等を行い、それに対する高圧的な謝罪などの言動等を行い、職場の秩序を乱したことにより、被害教員に精神的な苦痛を負わせた都城市の小学校教諭の戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、コンプライアンスに関する教員への指導や研修について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。